

(お知らせ)



令和 4 年 1 月 2 7 日
京都市保健福祉局
(医療衛生企画課 Tel:222-4244)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について

現在、京都市における新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、急速に増加しております。これに伴って、診療・検査医療機関において、抗原定性検査キットが不足し直ちに検査を実施することが困難となりつつあることから、令和4年1月24日付けの国の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来受診の対応について」(別紙参照)に基づき、京都府医師会とも協議のうえ、下記の対応を行うことができることとしますので、お知らせします。

記

同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合、**医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断することができることとします。(医療機関等においては、疑似症患者として発生届を保健所に提出してください。)**

なお、抗原検査キットが充足し、医療機関において直ちに検査を実施することができる状況となった場合にあっては、従来どおり、検査を実施したうえで、診断することとします。

(参考) 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について (令和4年1月24日付け 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡) (抄)
(中略)

1. 地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関への受診に一定の時間を要する状況となっている等の場合

当該場合には、自治体の判断で、以下の対応を行うことが可能であること。

①② 略

③同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも、臨床症状で診断すること(※3)。

こうした場合でも、経口薬など治療薬の投与が必要となる場合等は、医師の判断で検査を行うことが可能であること。

※1※2 略

※3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第12条第1項に基づく医師の届出に当たっては、疑似症患者として届け出ること。また、疑似症患者の場合には、入院を要すると認められる場合に限り当該届出を行うこととされているが、本対応を行う場合には、入院以外の場合であっても、届出をお願いすること。この場合、「B.1.1.529系統(オミクロン株)の感染が確認された患者等に係る入院及び濃厚接触者並びに公表等の取扱いについて」(令和3年11月30日付け(令和4年1月24日一部改正)厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)Ⅴの取扱いに従って届け出ること。

(以下略)